

2023年度第21回印刷産業環境優良工場表彰 実施要領

2022年10月28日
一般社団法人日本印刷産業連合会
環境優良工場表彰審査委員会

1. 目的

近年の環境問題に対する社会的な意識の高まり等により、グリーン購入、化学物質管理、VOC排出抑制、地球温暖化の防止等の様々な環境保全に係る要請が企業に対して強まっており、これらの対応に企業が要する労力やコストが年々増大している。

このような状況の下、これらのコストを単なる法律遵守や企業の倫理感に依存するだけでなく、グリーンプリンティング工場認定制度とともに、印刷産業の環境に配慮した環境優良工場の表彰制度を実施することにより、企業規模、業態に関わらず企業の環境問題に対する取組みを促進し、印刷産業関連工場の環境の改善および各企業に対する社会の一層の理解の獲得を図り、我が国印刷産業の振興に資することを目的とする。

2. 表彰対象

以下のすべて要件を満たす「工場」を対象とする。

- (1) 一般社団法人日本印刷産業連合会（以下「日印産連」という）の会員である10 団体（以下「会員団体」という）傘下の会員企業の工場であること
- (2) 第2次審査募集開始月（2023年2月1日）の時点において3年以上稼働していること
- (3) 第2次審査募集開始月の時点から5カ年以内に環境法令等に基づき操業停止等の行政処分を受けていないこと

3. 表彰部門

従業員規模29人以下の小規模事業所が印刷産業全体の90%以上を占めていることから、これらの事業所の環境配慮の取組みをさらに促進することを目的に、小規模事業所として一般事業所部門と分けて表彰する。

- (1) 一般事業所部門（以下「一般部門」という） … 制限なし
- (2) 小規模事業所部門（以下「小規模部門」という） … 応募事業所従業員規模29人以下かつ企業全体の従業員規模49人以下

4. 表彰の基準、種類、工場数および表彰要件

1) 表彰の基準

次の各号をみたしている工場を表彰の対象とする。

- (1) 工場の周辺環境対策（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、景観などから総合的に判断されるもの）が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- (2) 広域的な環境対策（地球温暖化防止、環境汚染物質の削減、化学物質管理、省資源、廃棄物処理・リサイクル等）が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- (3) 工場内における作業環境（労働衛生、労働安全、清掃・整理整頓などから総合的に判断されるもの）が同業種内の他の工場に比較して高水準に管理されていること
- (4) 環境管理体制が整備されており、環境対応が明確に企業経営の中で位置付けられていること
- (5) 環境対応が企業経営の上で具体的効果をもたらしていること

2) 表彰の種類と工場数

審査項目を「①広域的な環境対策」、「②工場の周辺環境対策」、「③工場内における作業環境」、「④環境管理体制」、「⑤環境対応の企業経営上の効果」の5項目とし、各賞該当要件を満たす工場に以下の賞を授与する。ただし、賞に該当する工場がない場合は「該当工場なし」とすることもある。

- (1) 経済産業大臣賞（以下「大臣賞」という） 両部門合わせて1工場程度
- (2) 経済産業省商務情報政策局長賞（以下「局長賞」という） 両部門各1工場程度
- (3) 一般社団法人日本印刷産業連合会会長賞（以下「会長賞」という） 両部門各2工場程度
- (4) 一般社団法人日本印刷産業連合会奨励賞（以下「奨励賞」という） 両部門合わせて10工場程度
- (5) 一般社団法人日本印刷産業連合会特別賞（以下「特別賞」という） 推薦があった場合

3) 各賞該当要件

第2次応募票および現地審査において、以下の表1に示す第2次審査応募票の審査評価点および該当要件を満たしている工場を表彰候補とする。

表1 印刷産業環境優良工場表彰の表彰要件

賞	審査	審査項目	評価点	要件1	要件2	要件3
大臣賞	第2次	①広域的な環境対策 ②工場の周辺環境対策 ③工場内における作業環境 ④環境管理体制 ⑤企業経営上の効果 業種・規模を考慮する	85点以上 (目安)	すべての 評価項目で 4点以上	会長賞候補のうち 最も優秀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な行政指導がない ・ 環境法令遵守 ・ 受賞後も水準維持継続 (ISO 又はGP取得)
局長賞					会長賞候補のうち 特に優秀	
会長賞			80点以上 (目安)			
特別賞			なし	継続した表彰制度への取組み、業界等への功績		
奨励賞				特に努力及び改善が認められる		

5. 印刷産業環境優良工場表彰選考委員会

日印産連は、印刷産業環境優良工場の表彰対象を決定するために、日印産連外部の有識者で構成する「印刷産業環境優良工場表彰選考委員会（以下「選考委員会」という）」を設置する。委員は日印産連が選任し、委員長は委員の互選により選出する。

6. 印刷産業環境優良工場表彰審査委員会

選考委員会は、印刷産業環境優良工場の表彰対象候補を選定するために、「印刷産業環境優良工場表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）」を組織し、選考業務を委嘱できる。委員は日印産連が選任し、委員長は互選により選出する。審査委員会に事務局を設置する。

7. 表彰の方法

環境優良工場表彰は、原則として毎年1回募集し、表彰該当工場については、「9月印刷の月 記念式典」にて賞状および記念品を授与する。

8. 募集の方法

事務局は、「印刷産業環境優良工場表彰応募要領」および「第1次審査用応募票」および「第2次審査用応募票」を日印産連のホームページに掲示するとともに、会員団体を通じて募集する。ただし、過去に印刷産業環境優良工場表彰の受賞実績がある工場（以下「過去受賞工場」という。）は第1次審査を免除するため、第2次審査応募から募集対象とする。応募要領および応募票は事務局が作成し、審査委員会の承認を得る。

9. 応募の方法

1) 第1次審査応募

(1) 提出書類

下記の書類を1通提出することとする。

- ①印刷産業環境優良工場表彰応募票－第1次審査用－

- (2) 提出書類の作成方法
 - ・応募者は日印産連ホームページに掲載された第1次審査用応募票をダウンロードし、必要事項を記載あるいは選択項目を選択し、Eメールで提出する。
- (3) 提出先
応募者は第1次審査用応募票を決められた期日までに日印産連事務局に提出する。
- (4) 提出期間
2022年11月18日（金）～2023年1月31日（火）
- (5) 応募料
無料

2) 第2次審査応募

- (1) 第2次審査応募要件
 - ①第1次審査の結果、優秀と認められた応募工場には、日印産連から第1次審査通過の旨を文書をもって通知する。第1次審査通過の通知を受けた工場は、第2次審査に応募することができる。
 - ②過去受賞工場にあつては、第2次審査から応募することができる（第1次審査免除）。
 - ③第2次審査用応募票の提出については、1企業1工場に限る。
- (2) 提出書類
下記の書類を正1通、副1通提出するものとする。
 - ① 印刷産業環境優良工場表彰応募票－第2次審査用－
 - ② 工場全体、各作業場、環境関連施設、その他記入項目に関する写真（別綴じのこと）および画像データはCD等記録媒体に保存の上、応募票と一緒に提出すること。
- (3) 提出書類の作成方法
応募者は日印産連ホームページに掲載された第2次審査用応募票をダウンロードし、必要事項を記載し、原則としてWord等を利用して作成する。添付資料については任意とするが、用紙サイズはA4を基本とする。
- (4) 提出先
応募者は、第2次審査用応募票を決められた期日までに日印産連事務局に提出する。
- (5) 提出期間
2023年2月20日（月）～2023年4月7日（金）
- (6) 応募料
無料

10. 審査の手順

審査委員会は、第1次審査、第2次審査および現地審査を別途定める「第1次審査実施要領」、「第2次審査実施要領」および「第2次審査現地審査実施要領」に基づき審査を実施し、審査の基準に適合した工場から各賞の表彰候補工場を選定する。

1) 第1次審査

- (1) 会員団体は、提出された第1次審査応募票の回答内容および会社規模、業種、工程、工場設立後の経過年数等を考慮して、会員団体ごとに第1次審査通過の推薦工場を決定する。
- (2) 審査委員会は、各団体の推薦工場について、第1次審査用応募票の回答内容、会社規模、業種、工程、工場設立後の経過年数等から妥当性を判断し、第1次審査通過工場を決定する。
- (3) 事務局は、第1次審査の結果、優秀と認められた表彰候補工場には、日印産連から第1次審査通過の旨を文書をもって通知する。

2) 第2次審査

- (1) 第2次審査用応募票を期日までに提出した工場を第2次審査対象工場とする。第2次審査の応募は1企業1工場に限る。
ただし、第2次審査の応募総数が30工場を超えた場合は、審査委員会を開催し、会員団体の意見を聴取し、当該年度の第1次審査通過工場から第2次審査対象工場を決定する。
- (2) 審査委員会の各委員は、第2次審査用応募票を別途定める「第2次審査実施要領」に基づいて部

門別に審査し、審査結果を事務局に提出する。

- (3) 事務局は、審査委員会の委員から提出された審査結果を部門別に取りまとめ、審査委員会に報告する。
- (4) 審査委員会は、事務局とりまとめ結果を基に、部門別に各賞の候補工場を決定する。ただし、過去受賞工場は、過去に受賞した賞よりも上位の賞の候補に限定される。
- (5) 大臣賞及び局長賞の候補の工場に対しては、第2次審査応募票記載事項の実施および環境関連法令の遵守の確認を目的に、審査委員会委員による現地審査を行う。詳細は「第2次審査現地審査実施要領」に定める。
2023年度第21回環境優良工場表彰の現地審査は2023年6月8日～6月23日の期間内に行う予定とする。
- (7) 審査委員会は、現地審査の結果報告を基に、第2次審査用応募票記載事項の実施及び環境関連法令の遵守を確認し、大臣賞、局長賞および各賞の候補工場を決定する。

3) 表彰対象の決定

- (1) 選考委員会は、各賞の候補工場に関して、審査委員会から審査の経過、第2次審査用応募票記載事項および環境関連法令の遵守の報告を受け、審議し、各賞の工場を決定する。
- (2) 理事会は、審査の過程を検証し、本実施要領に基づいて実施されていることを確認し、選考委員会の決定を承認する。
- (3) 表彰の結果を経済産業省に提出し、大臣賞、局長賞の表彰状を受領する。

11. 事後の報告

日印産連は、受賞工場から工場環境について、適宜報告を求めることができる。

12. 印刷産業環境優良工場表彰実施要領の改定

本実施要領の改定は、審査委員会で行う。

【留意事項】

1. 選考にあたっては、環境負荷が高い業種、企業規模の小さい工場、設立後の年数が経っている工場等が不利にならないよう、環境配慮に努力している点を評価する。特に印刷産業の大半をなす小規模事業所の環境改善活動を振興するため、小規模事業所部門を設置した。
2. 表彰を受けた工場は、その概要を当連合会機関誌、印刷の月発行パンフレットおよびホームページ等に掲載するとともに、業界紙、一般紙等にプレス発表を行う。
3. 表彰を受けた工場に対し、工場見学会及び講演会講師の派遣等を依頼することがある。
4. 事故防止・公衆衛生対策
表彰式等の開催にあたっては、使用会場の防災マニュアル等に則り安全な開催に努めるとともに、非常時にはこれらに従い対応を講じる。また安全・衛生管理については、会場側と主催者側で連携し、責任をもって対応する。

以上